③　農業用ダム

ア　武力攻撃事態等における措置

農林水産大臣、林野庁長官及び水産庁長官は、武力攻撃事態等において、武力攻撃災害の発生又はその拡大を防止するため、以下の措置を講ずるものとする。

○　国営土地改良事業で造成された農業用ダムのうち自ら管理を行うものについて、情報収集及び連絡体制の強化、点検及び監視体制の強化、必要最小限の貯水量への変更等必要な措置を講ずるものとする。

○　国営土地改良事業で造成された農業用ダムのうち管理を委託しているものについて、管理受託者に対し、情報収集及び連絡体制の強化、点検及び監視体制の強化、必要最小限の貯水量への変更等について、必要な指示を行うものとする。この場合において、安全確保のために必要な措置を的確かつ安全に実施するために必要な情報を管理受託者に対し随時十分に提供すること等により、当該管理受託者及びその他当該施設に従事する者の安全の確保に十分配慮するものとする。

○　国営土地改良事業以外の事業で造成された農業用ダムの安全の確保が緊急に必要であると認めるときは、関係機関の意見を聴いて、当該ダムの管理者に対し、情報収集及び連絡体制の強化、点検及び監視体制の強化、必要最小限の貯水量への変更等について、必要な要請を行うものとする。この場合において、安全確保のために必要な措置を的確かつ安全に実施するために必要な情報を管理者に対し随時十分に提供すること等により、当該管理者及びその他当該施設に従事する者の安全確保に十分配慮するものとする。また、当該要請を行ったときは、直ちに、その旨を当該ダムの所在する都道府県の知事に通知するものとする。

○　農業用ダムの管理者から、安全の確保に関し支援の求めがあったときは、指導、助言、連絡体制の強化、資機材の提供、職員の派遣など安全確保のため必要な支援を行うよう努めるものとする、また、支援の求めがない場合においても、自ら必要があると認めるときは、安全確保に関し支援を行うものとする。

イ　武力攻撃災害発生時における措置

農業用ダムに係る武力攻撃災害が発生した場合において、４⑷に定めるところにより応急の復旧を行うとともに、５に定めるところにより復旧を行うものとする。

④　農林水産省の管理に係る危険物質等の取扱所

ア　武力攻撃事態等における措置

農林水産省は、武力攻撃事態等において、その管理に係る施設のうち、放射性同位元素、毒薬等、生物剤等その他の国民保護法第103条第１項の危険物質等の取扱所に該当するものについて、速やかに、あらかじめ定めておいた安全確保措置を講ずるものとする。

イ　武力攻撃災害発生時における措置

農林水産省は、その管理に係る国民保護法第103条第１項の危険物質等の取扱所において武力攻撃災害が発生した場合は、当該施設の被害状況を踏まえ、必要に応じて、危険物質等を所管する省庁の助言を求めるとともに、都道府県警察、消防機関その他の行政機関に対して支援を求め、被害の拡大防止のための措置を講ずるものとする。

⑵　ＮＢＣ攻撃等による汚染農林水産物及びその加工食品の安全性確認

①　安全性確認のための調査

○　本省対策本部は、都道府県が実施する農林水産物及びその加工食品の安全性確認のための調査に関し、内閣府食品安全委員会、厚生労働省等の食品安全関係府省と連携の上、必要に応じて助言を行うものとする。

○　本省対策本部は、都道府県が実施した安全性確認のための分析結果について、報告を求めるものとする。

○　農林水産大臣は、農林水産物及びその加工食品への汚染状況等の分析の実施、専門家の派遣等について、都道府県からの協力要請があった場合、できる限り早く分析結果が得られるように対応することとし、農林水産省の所管する独立行政法人に協力を要請するほか必要な措置を講ずるものとする。その際、本省対策本部は、担当部局を通じて必要な連絡調整を図るものとする。

○　本省対策本部は、都道府県から依頼された検体の分析結果を得た場合には、速やかに都道府県に連絡するとともに、内閣府食品安全委員会、厚生労働省等の食品安全関係府省へ情報提供を行うものとする。

②　汚染食料品の出荷規制等の要請

○　農林水産省は、厚生労働省と協力し、①による調査等の結果、必要に応じ、汚染食料品の出荷規制、飲食物の摂取制限、汚染物の除去等について関係機関に要請するものとする。

○　本省対策本部は、汚染食料品の出荷規制、飲食物の摂取制限等に際して、当該飲食物の健康への影響の程度、当該汚染食料品の生産等の範囲、識別方法等に関する情報を、国民に対して、迅速、正確かつ分かりやすく提供するよう努めるものとする。

○　上記の情報提供に当たっては、以下の点に留意するものとする。

・　表示制度で義務付けられている原産地、製造業者等の表示により、消費者が汚染食料品を識別できる場合には、その識別方法を具体的に消費者に周知する。

・　表示制度で義務付けられている表示だけでは汚染食料品を識別できない場合であって、生産者や事業者が自ら汚染食品でないことを強調して表示することが想定される場合には、これらが適正に行われるよう、関係者を指導する。

○　国民保護法第108条第１項第１号及び第４号の規定に基づき、汚染され、又は汚染された疑いのある飲食物等の廃棄等の措置を命じようとする際には、農林漁業の生産資材や生産環境を汚染し、結果として飲食物の汚染が拡大することがないよう、適切に行われるよう配慮するものとする。

③　飲食料品の消費行動の混乱とそれに伴う経済的被害の防止

○　農林水産省は、内閣府食品安全委員会、厚生労働省等の食品安全関係府省と連携して、上記①及び②の措置を適切に行うことにより、飲食料品の消費行動の混乱とそれに伴う経済的な被害の防止に努めるものとする。その際、措置の実施に関するコストが著しく過大なものとならないように留意するものとする。

○　特に、①による調査等の結果、安全性が確認された飲食料品については、当該調査等の結果及び安全性確認に係る科学的事実を、迅速、正確かつ分かりやすく、広く国民に周知するものとする。

また、安全性が確認された飲食料品の流通上の適切な対応について、関係機関への要請等を行うものとする。

⑶　武力攻撃原子力災害に対する対処

○　大臣官房は、原子力災害が発生した場合、その応急対策を迅速に行うため、職員の安全の確保に配慮した上で、発生状況等の情報を収集し、関係行政機関、本省対策本部等に報告するものとする。

○　地方農政局、北海道農政事務所、沖縄総合事務局等は、次により、本省対策本部に報告を行うものとする。

・　地方農政局は、原子力災害発生都道府県及び周辺都道府県の農林水産業に関する影響並びに原子力災害対策の実施に必要な参考事項等を収集し、速やかに報告するものとする。

・　北海道農政事務所及び沖縄総合事務局は、所管の施設等について、原子力災害による影響及び原子力災害対策の実施に必要な参考事項等について速やかに報告するものとする。